

J C F 西部総局アマチュア選手規定

第1章 総 則

1. 本規定は、J C F 日本プロフェッショナルダンス競技連盟西部総局（以下、総局）にアマチュア登録をしている選手（以下、アマ登録選手）並びに未登録の選手を対象とする。
2. 本規定は、総局が主催又は公認する競技会（以下、競技会）を、公平且つ合理的に運営する事を目的とする。
3. 本規定の運用についての運用並びに改定は総局審査会において行う。
4. 本規定の適用は1年ごととし、1月1日より12月31日までとする。（以下、競技年度）

第2章 競技会

1. 競技会は、ボールルームとラテンアメリカンの二部門にて行うものとする。
2. 競技会は、登録級別に行うクラス戦と級別に行わないもの（オープン戦、混合級戦）に分けられる。
3. 競技会は、出場組数3組以上で試合成立とする。
※出場組数とは、出場の申し込みを行った組数ではなく、実際に該当競技に出場した組数とする。
4. 競技会において出場組数が2組以下により自己級戦が成立しなかった場合、主催者の判断で混合級戦に変更することができる。
5. 各級クローズの指定の無い競技会は、原則として下位級選手の上位挑戦を可能とする。
6. 競技会における服装は、ボールルーム部門は正装とし、ラテンアメリカン部門は自由とする。
E級選手については、男女とも自由であるが、ボールルーム部門のE級戦に出場する時は上着・ネクタイの着用を義務とする。ただし、上位級競技にも出場する場合には正装でE級戦に出場してもよい。

第3章 出場規定

1. 競技会の出場資格は、アマ登録選手かJ C F 他総局登録選手のみとする。
※国内他団体登録選手、W D C 登録選手、及び未登録の選手については、出場の申し込みの前に第4章に定めるアマチュア選手登録申請を行わなければならない。
2. 競技会に出場するためには、主催者の定める出場料を納入しなければならない。
出場料は、競技会当日に現金にて納入する。
※出場申込終了後に出場を取り止めた場合にも、後日主催者に出場料を納入しなければならない。
3. 出場の申し込みは、所定の期日を遵守し、やむを得ない理由により出場できなくなったときは速やかにその旨主催者に届け出るものとする。
4. 無届けで欠場したとき、締切り時間に遅れたときは棄権と見なす。
5. 同一競技会において、2人以上のパートナーと出場する事は出来ない。

第4章 登録規定

1. 級位の認定を受けているアマ登録選手は、競技年度毎に選手登録を行わなければならない。
2. アマ登録選手の登録は、ボールルーム・ラテンアメリカンの二部門に区別し、A・B・C・D・Eの5階級の級位とし、E級からA級へ進むのを原則とする。
3. 登録申請に際しては、所定の登録料を納める。
4. アマ登録選手は、シングルでもカップルでも登録を申請する事ができる。
5. 登録申請は次の5つに分類される。
 - a. 新規登録・・・国内未登録のアマ選手が総局アマ登録選手の申請をする際の登録。
 - b. 継続登録・・・既に登録されているアマ登録選手が、次年度にその資格を継続する登録。
なお、継続登録の時期は毎競技年度終了後1ヶ月以内とする。
 - c. 再登録・・・既に登録されているアマ選手が再び登録選手の資格を得る為の登録。
原則として新規登録扱いとなり、級位の認定は総局審査会に諮り決定する。
 - d. 移籍登録・・・他総局及び他団体の登録選手が、総局に移籍を希望するときは、総局に報告する。なお、移籍登録時の級位は総局審査会に諮り決定する。
6. 次に該当するアマ登録選手は、その登録を抹消される。
 - a. E級登録選手で、競技年度2年以上競技会に不出場の時。
 - b. 継続登録を怠った時。
 - c. 総局運営委員会の諮問により審議を経て登録抹消が決定された時。
※上記各項により登録を抹消された選手が再登録を希望するときは、総局運営委員会の許可を必要とする。

第5章 パートナーシップ

1. 同性同士のパートナーシップを組む事は出来ない。
2. パートナーとは、パートナーシップを組む男女相互を意味する。
3. アマチュア選手のパートナーは、アマチュアに限る。
4. シングル登録の選手が新たにパートナーシップを組む時は、双方のどちらかの上位認定級位とする。
5. カップル登録の選手が事情により臨時パートナーシップを組む時は自己の認定級位以下の臨時パートナーでなければならない。
※事情によりとは、女性パートナーの妊娠・出産及びパートナーの短期の疾病・障害を意味し総局審議会の承認を得た後に競技会にエントリー出来るものとする。

第6章 出場義務

1. アマ登録選手においては、自己級戦が有る大会に出場する義務が課せられる。
なお、自己級を含む混合級戦は自己級戦と見なす。
2. 上位挑戦をする場合は、必ず自己級戦に出場しなければならない。
3. 出場義務大会の対象となるのは西部総局主催の大会のみである。

第7章 昇級規定

1. B・C・D級のアマ登録選手で出場義務のある競技会に3大会以上の出場を果たした者の内、得点が21点を越える者は、競技年度末に昇級する。
2. 前期（1月1日より6月30日まで）において1節の条件を満たした者は前期末に昇級する。なお、それまでに獲得した得点は消去される。
3. 前期末に昇級し、さらに後期（7月1日より12月31日）において昇級後の自己級で1節の条件を満たした者は競技年度末に昇級する。
4. 昇級に必要な点数は次の場合に与えられる。

a. 競技会において、決勝に勝ち残った選手に対し、次の通り点数を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位以下
得点	10点	8点	6点	4点	2点	1点	0.5点

- b. 上位級の選手が6組以上出場する競技会において、下位級の選手が6位以内の順位を得たとき、5点が加算される。
5. 出場組数が6組に満たないときは、最下位を6位とみなし、順次繰り上げその点数を与える。
6. 混合級戦（AB級戦、BC級戦など）においては、付記の補足規定に従って得点が与えられる。自己級戦が成立しなかった場合の混合級戦（第2章の4）についても同様とする。
7. 次の各項に該当したときは、総局審査会に諮り特別昇級を認める。
 - ※1節の出場回数と年間得点の条件を満たしていなくても、競技年度末に昇級する。
 - a. オープン戦において、C級以下の選手が6位以内の順位を得たとき。
 - b. 上位級の選手が6組以上出場する競技会において下位級の選手が優勝したとき。オープン戦は、この競技会に該当するが、自己級を含む混合級戦は該当しない。
 - c. B級以下の選手が全日本級及び、それ以上の競技会において準決勝入りを果たした時は即日A級とする。
8. E級のアマ登録選手の昇級については、次のとおりとする。

昇級	昇級基準	昇級期日
E級からD級へ	E級戦において、出場組数の20%以内の順位を得たとき (端数切り捨て+1) 最大6位まで。	即日昇級

- a. E級選手が上位挑戦をした場合、付記の補足規定に従って昇級する。
※E級戦が成立しなかった場合（第2章の3）の混合戦についても同様とする。
 - b. E級戦が成立しなかった場合（第2章の3）の混合戦に3回以上出場すれば即日昇級する。
9. 昇級の決定は、すべて総局審査会に諮り決定する。

第8章 降級規定

1. 次の各項に該当したときは、降級の対象となる。(ボールルーム・ラテンアメリカン共通)
 - a. 競技年度に、継続登録の手続きをしなかったとき。
 - b. 出場義務のある競技会に2大会以上出場せず、かつ、競技年度内に得点を得られなかったとき。
 - ※1大会のみの出場であっても、得点(0.5点でも)があれば降級対象外となる。
 - ※海外に技術の習得を目的とした留学又は研修、海外で開催される国際的な競技会への出場を希望する選手が事前に海外研修届を提出したときは、その期間の競技会に出場したものと見なされる。
2. SA級は対象外とする。
3. 以下の事項については降級審査の為の総局審査会において審査の対象となる。
 - a. 女性パートナーの産休。
 - ただし産休の期間はその年度のみ、年度を越えても次年度までとする。
 - b. 事故・疾病等で出場不可能な場合。(競技大会毎に診断書の提出が必要)
 - c. 総局審査会が諸般の事情により必要と認めた場合。
4. 後期(7月1日以降)に新規登録をした場合は、降級対象外とする。
5. 前期末に昇級した場合は、後期に1大会も出場しなかったとしても降級対象外とする。
6. 降級の決定は、すべて総局審査会に諮り決定する。

第9章 その他

1. 本規定の改廃は、総局運営委員会において決定する。
2. 本規定適用の詳細は、総局審査会に委ねられる。
3. 本規定は、平成22年1月1日より施行する。

平成22年 1月 1日制定
JCF西部総局競技部 妹尾泰樹

平成22年 5月20日改定
平成22年 7月20日改定
平成23年 5月 1日改定
平成24年 2月 1日改定
平成24年 7月 1日改定

平成27年 11月 19日改定 総局運営委員会